

# 帯広市のものづくり補助金が リニューアルされました！



帯広市ものづくり総合支援補助金は、市内中小企業のチャレンジを促すための補助金です。  
事業化していない企画段階のアイデアなどに、最大200万円の助成を行います。

## 変更点その1！

新事業・新分野に進出する  
方に対するメニューが新設  
されました！

## 変更点その2！！

産学官・異業種との連携による  
事業を行う方は、最大50万円  
の補助金が加算されます！

## 変更点その3！！！！

購入した機械類を事業終了後も  
ご利用いただけます！  
※補助事業の成果を活用する場合に限る

**一次募集期間：平成27年4月14日～4月24日**

**プレゼン会：平成27年4月27日（月）**

【過去にも様々な事業者の方にご利用いただいています！】



ときいろファーム  
ベリー加工品開発



ホクコー  
安心・安全・カラフル点心開発



ELEZO社  
低利用部位のハム等開発



北海道中小企業同友会とかち支部  
シンガポール販路開拓



FRPウチャマ  
太陽2号S販路拡大



鎌田商事株式会社北海道支店  
とかちマッシュの販路拡大



とやま農場  
ロゴ・パッケージデザイン

## 【本補助金を活用いただける方】

以下の全てに該当する方がご利用いただけます。

- ①帯広市内の中小企業者、もしくは中小企業者で構成された団体・グループ
- ②帯広市内に主たる事業所がある。
- ③市税を滞納していない。
- ④暴力団員または暴力団関係事業者ではない。
- ⑤プレゼン会に出席できる方（平成27年4月27日（月））

## 【お問い合わせ】

帯広市役所 商工観光部 工業労政課 工業振興係 担当：笠原・小島

住所：帯広市西5条南7丁目1番地（帯広市役所7階）

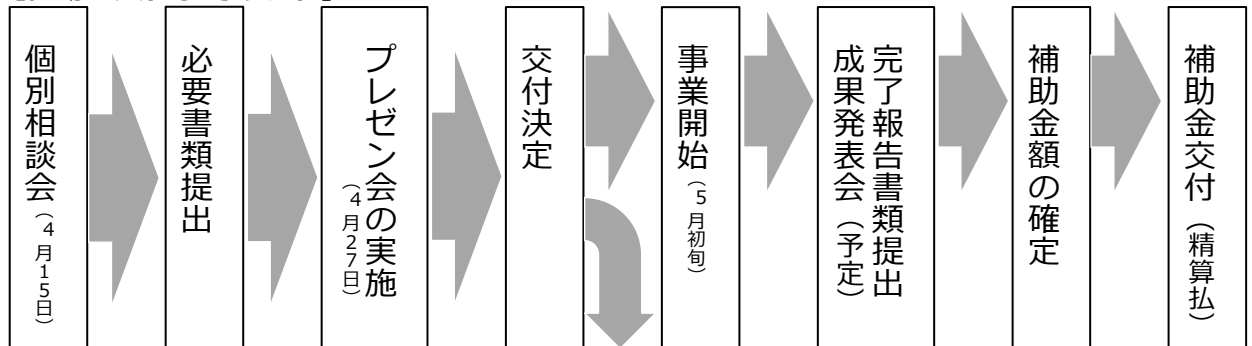
電話：0155-65-4167（直通） E-mail：[kogyo@city.obihiro.hokkaido.jp](mailto:kogyo@city.obihiro.hokkaido.jp)

## 【補助の対象となる事業、経費の概要について】

<b>(1) 新製品・新技術・新サービス開発</b>	補助率：1/2以内 限度額150万円
<p>新しく製品開発をするための研究、実用化試験や試作品の製作をしたい方  <u>市場調査費、原材料・副材料費、治具・工具費、外注加工費</u>など</p> <p>「新製品・新技術・新サービス開発」については、審査の結果、応募いただいた内容についての事業化可能性調査（FS調査）として採択する場合があります。</p>	
<b>(2) 国内販路開拓</b>	補助率：1/2以内 限度額50万円
<p>自社の製品を国内の展示会等に出展または開催する方、もしくは販路開拓に関する調査をしたい方  <u>専門家謝礼、専門家旅費、調査研究委託費、会場借上料、出展料</u>など</p>	
<b>(3) 海外販路開拓</b>	補助率：1/2以内 限度額50万円
<p>自社の製品を海外の展示会等に出展または開催する方、もしくは販路開拓に関する調査をしたい方  <u>旅費、翻訳料、通訳料、専門家謝礼、専門家旅費、調査研究委託費</u>など</p>	
<b>(4) 新事業・新分野進出 <b>New!</b></b>	補助率：1/2以内 限度額150万円
<p>経営基盤の強化を目指し、新事業、新分野への進出を目指す方          上記（1）～（3）に該当する経費の全てが対象となります。          ただし、旅費、翻訳費、通訳料は海外への販路開拓を目指す事業のみが対象となります。</p>	
<b>※※産学官連携・異業種連携加算 <b>New!</b></b>	最大50万円
<p>上記（1）～（4）までの事業を実施する際に、大学、試験研究機関、異業種等との連携、共同開発等を行う場合、補助限度額に最大50万円を加算します。</p>	

➡ 詳しくは、帯広市ホームページ (<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp>)  
 (HOME) > (産業・ビジネス) > (産業) > (産業振興・起業支援) >  
 (帯広市の制度資金・補助金 ものづくり総合支援補助金) をご覧ください。

### 【補助金交付までの流れ】



#### 【必要書類】

- ①申請様式
- ②税情報確認承諾書
- ③事業説明資料
- ④その他内容を説明する資料（任意）
- ⑤直近の決算書
- ⑥登記簿謄本（コピー可）

※①～③の様式は帯広市HPよりダウンロードいただけます。

- 交付決定の判断のためにプレゼン会を実施します。プレゼンテーション形式で事業予定内容を発表していただき、審査の上、交付の可否を決定します。
- 個別相談会に出席できない場合も、書類提出前に必ずご相談ください。